

受講・受験機会確保のための配慮を希望する在学生の皆さんへ

－「医師の診断書」「同居が確認できる書類」等の証明書類の提出について－

対面授業・対面試験の受講・受験機会確保の配慮を希望する学生のうち、

- (1) 基礎疾患や持病がある等、感染した場合に重症化するリスク^(※1)の高い学生
- (2) 基礎疾患や持病がある等、感染した場合に重症化するリスク^(※1)の高い同居している家族等がいる学生

に該当する場合の配慮希望申請の際に、以下の証明書類の提出を必須とします。

(※1) 満65歳以上(2022年度時点)の高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

事由	必要な証明書類 ^(※2) <u>いずれも原本のみ、コピー不可</u>
(1) に該当する場合	・ <u>学生本人に対する医師の診断書</u> (「基礎疾患等の具体的病名」「新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクが高い旨の所見」「療養(治療)期間の見込み」が記載されていること)
(2) のうち 「満65歳以上の高齢者 (2022年度時点)」 に該当する場合	・ <u>住民票、戸籍の附票等、重症化するリスクの高い家族等との同居が確認できる書類</u> (「住所」「学生本人及び当該同居家族等の氏名」「当該同居家族等の生年月日」が記載されており、発行日から3か月以内のもの)
(2) のうち 「糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方」 に該当する場合	・ <u>同居家族等に対する医師の診断書</u> (「基礎疾患等の具体的病名」「新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクが高い旨の所見」「療養(治療)期間の見込み」が記載されていること) ・ <u>住民票、戸籍の附票等、重症化するリスクの高い家族等との同居が確認できる書類</u> (「住所」「学生本人及び当該同居家族等の氏名」が記載されており、発行日から3か月以内のもの)

これらの書類を事前に準備したうえで、【2022年4月6日(水)17時まで】に所属する学部・研究科・センターの事務室に申請してください。書類の提出がない場合、受講・受験機会確保の配慮対象としません。

配慮希望申請の具体的手続き方法は学部・研究科・センターによって異なりますが、証明書類についてはスマートフォン等で撮影し、定められた方法(WEBフォーム、メール等)で画像ファイルをいったん送信した後、さらに証明書類原本の提出が必要です。詳細は、所属する [学部・研究科・センター事務室](#) にお問い合わせください。

- (※2) 医師の診断書や同居が確認できる書類等に記載された個人情報については、学校法人同志社の「[個人情報保護の基本方針](#)」及び「[同志社個人情報保護規程](#)」に基づき、受講・受験機会の配慮に関する連絡や事務取扱いにのみ利用します。
- 特に「2.」に該当する申請の場合、同居家族等に必ずこの旨を説明し、本学への個人情報提供について必ず同意を得たうえで申請してください。
- なお、当該書類については、2022年度秋学期末試験期間最終日をもって各学部・研究科において適切に消去します。

以 上